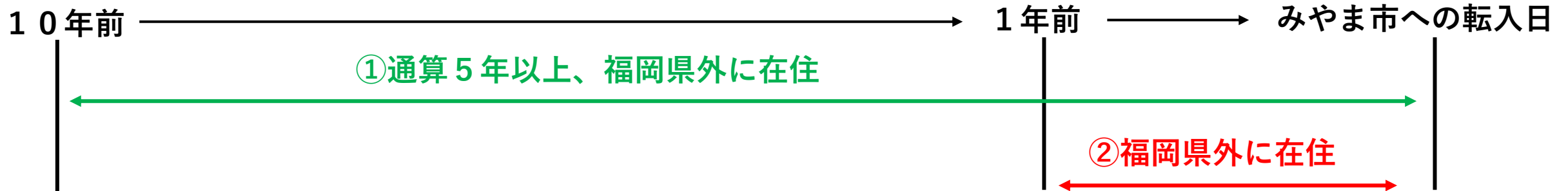


移住支援金要件確認表（簡易版）

【住まい編】

申請条件：転入後1年以内に申請してください。

時期	住まい	条件
みやま市に転入 する前10年	福岡県外に在住 ※（１）～（４）の区分ごとに支援金の対象となる 仕事の要件が異なります。 （１）東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川) （２）名古屋圏(愛知、岐阜、三重) （３）大阪圏(大阪、京都、兵庫、奈良) （４）三大都市圏〔上記（１）～（３）〕 以外	①みやま市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、 福岡県外に在住していた人。 ②みやま市に転入する直前に、連続して1年以上、福岡県 外に在住していた人。 ※①、②両方を満たす必要があります。



該当する人は、【仕事編】へ

移住支援金要件確認表（簡易版）

【仕事編】

申請条件： **転入後1年以内**に申請してください。

移住後のお仕事	条件
①企業等に就職する人 ※三大都市圏移住者のみ	・「福岡県のマッチングサイト」に掲載された求人を通じて新たに就職した人 ・「プロフェッショナル人材事業」又は、「先導的人材マッチング事業」を利用して就職した人
②保健師、助産師、看護師、 准看護師として働く人	・「eナースセンター」（福岡県への登録必須）を通じて就職した人
③保育士として働く人	・福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」を通じて就職した人
④介護職に就く人	・「福岡県福祉人材センター」を通じて就職した人 ※介護職員に限る
⑤農林漁業を始める人	【農林業】 ・「福岡県農林漁業就職応援サイト」を通じて就農した人 ・「農業次世代人材投資事業(経営開始型)」等の県が定める人材確保支援策による支援を受けた人 ・みやま市で新たに農業を始める人(親元就農含む)※条件あり 【漁業】 ・漁協の組合員となる人または組合員に雇用されて漁業を始める人（親元就漁含む）
⑥テレワークをしながら 移住する人	・自己の意思によって移住し、テレワークで仕事をする人 ←※三大都市圏移住者のみ ・県と連携したワーケーション・移住体験事業の取組参加を経て仕事をする人
⑦起業する人	・県が定める起業支援事業に係る起業支援金を活用して起業した人 ※三大都市圏移住者のみ
⑧その他 ※東京圏移住者のみ ※官公庁及び地域おこし協 力隊への就業は対象外	・福岡県内で就職、農林水産業に就業、起業(※みやま市移住定住起業支援金を活用して市内で起業した人に限る)した人のうち、「みやま市お試し訪問補助金を活用して、みやま市に訪れたことがある人」、「49歳以下でみやま市にUターンした人（1年以上住んでいたことがある人）」または「空き家バンクを利用して住宅を取得した人」